

青年ヘーゲルにおける憲法と人権の視点

——フランクフルト時代の政治評論から——

山 岸 喜久治

1. はじめに
2. 〈ベルン市に対するバード区の従前の国法上の関係に関する親書〉への論評
3. つい最近のビュルテンベルクの内情について
4. ドイツ憲法
5. むすびー今日的な視点から

1. はじめに

ドイツ観念論哲学者として知られる G.W.F. ヘーゲルは、27 歳から 30 歳までの青年期にフランクフルト・アム・マインで家庭教師時代を過ごしている。それは、ナポレオン支配以前の 1797 年から 1800 年の時期にあたる。当時、若きヘーゲルにとって最大の関心は、チュービンゲン大学神学部出身の経歴からも必然的に「キリスト教論」であったが、それと並行してあるいはそれ以上に国内外の法的・政治的事象にも注がれていた。これらの事象は、青年ヘーゲルから鋭いまなざしが向けられ、ヘーゲルにさまざまな論評を書くきっかけを与えた。初期の「政治評論」は、後に著作集 (Werke) に収められ、現代のヘーゲル研究に新たな視座を提供する。

ヘーゲルの政治評論のうち、よく知られているものが「{カル氏による}〈ベルン市に対するバード区の従前の国法上の関係に関する親書〉への論評」(1798 年)、「市参事会は市民により選出されなければならないということ〈つい最近のビュルテンベルクの内情について〉」(1798 年) および「ドイツ憲法」(1800-1802 年) の三点である。ヘーゲルの心情ともくろみは、統治の階級性、不合理性を暴き、不幸な人たちへの同情と理不尽さへの怒り、弱きものの利益を守ろうとする素朴なものから、「国家」の理想像、そして「憲法」の形成へ至る幅広いものであり、結局「いかにすればドイツの社会において国民の自由を実現することができるか、という実践的・政治的なものであった」(岩崎武雄「ヘーゲルの生涯と思想」『世界の名著 35 ヘーゲル』1978 年 20-21 頁)。ヘーゲル思弁哲学の契機が身近なものにあり、法律的なものでもあったことは、法学徒として出発した「弟子」の K. マルクスの例とも共通し、興味深い。

現代公法学にとってヘーゲルを無視できない理由の一つは、言うまでもなく作品の表題そのもの

が「国法上の関係」(staatsrechtliche Verhältnis)と表記され、また「市民により選出され」(von den Bürgern gewählt)、あるいは直截的に「ドイツ憲法」(Die Verfassung Deutschlands)と冠されていることである。ただしこれは形式的な理由に過ぎない。もう一つは、19世紀ドイツの最大の法学者の一人であったR.v. イェーリング(Jhering)を始め、「当時の代表的法学者の多くが主として『ドイツ自由主義』という共通の立場から思考していた」とされ、この思考は「ヘーゲルが『法の哲学綱要』(1821年)で定式化した国家構想ときわめて近似した論理を有し」ていたことがあげられる(笹倉秀夫『近代ドイツの国家と法学』1979年6頁)。しかも「ヘーゲルの社会哲学を内在的に理解するためには、彼の青年期以来の思想展開を追っていかなければならない」のである(笹倉・前掲書200頁)。こうして、ヘーゲルの初期の作品群は、ドイツ近代法(公法)の形成にとって重要な位置を占める。

日本ではしかし、ヘーゲル憲法論・人権論の視点は、法思想、法制史、公法学の研究関心の対象から外れてしまう傾向にある(小林孝輔[編]『ドイツ公法の理論』1992年の各論稿を参照)。本稿は、ヘーゲル最初期の著作を対象に、そこに示されたヘーゲルの見識と洞察を忠実にトレースすることで、日本のとくに理論公法学との接点のありかを探るものである。

2. 〈ベルン市に対するバード区の従前の国法上の関係に関する親書〉への論評

本書は、ヘーゲルの最初の政治論文であり、しかも彼の公刊された著作のうちの最初のものであるため、当時のヘーゲルが何を見、何を感じ、何を考えたかを知るうえで欠かすことのできない文献である。もっとも、本書は、弁護士カル(Cart)氏がベルン政府によるバード区の専制的抑圧を告発し、バード区地方財務官ミュラル氏宛の私信(手紙)の形で公刊した著作物(1793年)をヘーゲルが翻訳したものである(田口富久治/田中浩[編]『国家思想史(上)近代』1974年178頁{第四章「ヘーゲル」小沼堅司執筆})。

ヘーゲルは、書き出しの部分に「予備回顧」(Vorerinnerung)を置き自らの意見を全面展開する。比喩と皮肉による難解かつ晦渋なドイツ語で、また時にはストレートに喝破するといった風に(見出しは山岸)。

〈国家と租税〉

「著者は、もはや体験しなかった。近年、何人かの税金(Abgabe)の徴収者に帰属すべき暴力(Gewalt)によって、いかに所有権(Eigentum)の安全が多くの留保にさらされ、住居の不可侵が狭められたかを。一部は、基本法(Grundgesetz)の停止によって、いかに人格の自由(persönliche Freiheit)が、一部は実定法律(positive Gesetze)によって、いかに公民権(die Staatsbürgerliche Rechte)が制限されたかを。大臣が、議会における自己のものとなった多数派によって、次のような人民の意見(Volksmeinung)に逆らうことができるということは、いかに人目を引いたかを。それは、国民(Nation)があまりに不完全にしか代表されていないので、国民は自分たちの声を議会に反映させることができず、国民の安全(Sicherheit)が多くは立憲主義的ではない権力(Macht)に対する不安に起因し、大臣の抜け目なさ(Klugheit)あるいは上層身分の秘密保持

(Diskretion) に起因しているというものである。というのは、この洞察により、またかの事実により、イングランド国民の尊敬も、多数の彼らの最強な崇拜者においてさえ崩れ落ちてしまうのである。ところで、この実例が今日許されないことは、ある国の憲法 (Verfassung) の品質 (Gute) はそこで支払われる税金 (Abgabe) の大きさを計られるべきではないという命題とは無関係である」 (Vertrauliche Briefe über das vormalige staatsrechtliche Verhältnis des Wadtlandes zur Stadt Bern, in: G.W.F. Hegel, Frühe Schriften, Werke1, Suhrkamp, 1986, S.257–258.)。

「ベルン州の粗悪な国家形態 (Staatsform) について語られたとき、通例『しかし臣民らはほとんど税 (Abgaben) を何も支払っていない、だからそのことを幸福でうらやましい』という回答が出されたということは、どれほどわずかなことのために、あまりに遍く (Allgemein) 押さえ付けられた (gehalten) かを、まったく何らの公民的な法律 (staatsbürgerliche Gesetze) をも享受していないことを、二三ターレル貨として毎年ポケットの中によりごくわずかなお金を手元におくに過ぎないことを、これらを証明するだけである。」 (Ebenda, S.258.)

「イングランド議会が、アメリカに輸入する紅茶に行った課税はごくわずかなものであった。しかしアメリカ人の感情、つまり彼らが税として支払ったそれ自体まったく取るに足りない額は、同時にもっとも大事な権利が失われたというアメリカ人の感情がアメリカ革命となったのである。」 (Ebenda, S.258.)

〈刑事手続と人権〉

「バード区は、これらのことを考えれば、州 (Kanton) のドイツ人部 (Teile) よりも多くの特権を有している。バード区の刑事 (peinlich) 裁判所が訴訟を指揮し、第一審として判決を下す。ベルンの小評議会 (der kleine Rat) は、赦免・加重権 (das ius aggratiandi und aggravandi) を有する。同評議会は、ローザンヌにおいてだけは恩赦権のみを有している。これに対して、ドイツ人州においては (二三を除いて)、完全に政府の手中にある刑事司法当局 (Kriminaljustiz) が、拷問によって罪を着せられた「犯人」、証人を尋問し、全調査を執り行うのである。被告人には、一人の弁護人 (Rechtsbeistand) も付けることができない。調査の記録 (Protokoll) は、小評議会に送られる。小評議会は、同記録により、そしてまた三人の年若い評議会委員で構成される刑事部委員会 (Kriminalkommission) が作成した報告書 (Bericht) に従って、一審ではあるが終審として「死」と「生」について宣告する。恩赦権を有するとされる権力も、同評議会に対してまったく存在しない。都市 (Stadt) においては、大廷丁 (Grossweibel) が拷問による (peinlich) 調査を行う。大廷丁は、大評議会の構成員で、特定の権限までは警察・民事裁判官であり、同時に大小評議会の執務吏 (Aufwärter) である。大廷丁は、官房 (Kanzlei) 内で、大評議会メンバーの閲読のために調査を記録する。小評議会は、第一審において判決を下し、大評議会は、この第一審判決を増減したり、追認したりする。その際に、拷問により調査を行った大廷丁は、正式の弁護人として登場するのである。「犯罪人」にとって、この弁護がいかにわずかなものかは、容易に理解されよう。それゆえ犯罪人は、自己の尋問に際し、できる限り黙秘しようとし、そこでこのことによってまた、しばしば自己の罪を軽くする多くの事情にも黙秘してしまうのである。このことによってしか、次のような有名な話は理解することができない。ある少女が子殺しのかどで死刑を言い渡された。彼女が、野

外の刑場に連れて行かれることになったとき、さて聖職者に対して、彼女が心に抱いてきたあの子（das Kind）を失ったことだけが私には悔やまれるとつぶやいた。詳しく調べてみると、彼女は、実際また身重であることが判明した。子の殺害のかどで、彼女は二三時間後に死ななければならなかった。なぜこれを言わなかったのか、彼女に尋ねると、彼女は、自分を尋問した情け深い紳士たちに逆らうなど思ってもみななかったと答えた。」（Ebenda, S.259–260.）

〈ある農夫の悲劇〉

「1794年に村（ゲマイネ）から、常に善良に行動し、一度も酩酊を生じさせたことがないという証明書をもらい、控えめな人として知られていた一人の農夫が、ベルンの紳士とワイン輸送の勘定書きをめぐって争いとなったが、このときその農夫はいつも以上に酔っていた。不法（Unrecht）を被ったのは自分だと思っていた農夫は、酔ったときの言葉のやり取りで、上流階級の紳士たち全般に対する中傷となってしまう、フランス人に一度彼らの傲慢さを懲らしめてほしいものだと口を滑らせてしまった。ベルン人は、この中傷につき彼を州代官所（Landvogt）へ訴え出た。酒に酔っていたことによるもので、本心からしたことではないはずだと周りから言われていたその農夫は、十分に免責されたはずのこの事情を尋問の際に語らず、小評議会によって懲役六年の刑として重大犯罪人収容所の鐘楼獄（Schallenhau）へ送られた。この判決によって病に伏すことになったこの気の毒な人は、村役人（Dorfvorsteher）と彼の親族のとりなしによってようやく釈放され、今では自分の村から一年間出られないという刑の宣告となった。」（Ebenda, S.260.）

〈古きよき慣習〉

「二三年前まで多くの州都市で普通に行われていた風習では、刑事事件において州民が弁護人（Verteidiger）を依頼することがかつては許されていた。例えば死刑執行の日に、地区役人（Ortsvorsteher）は州代官の座長のもとで公共の場に集合した。告訴人（Ankläger）が登場し、弁護人がそれに続いて現れる。弁護人は、すでに二三日前に死刑判決が予告されていた「犯罪人」の耳のまえで、その「犯罪人」を弁護するために声高々にがんばるのである。これに対して、州代官はそこでベルンのために下された死刑判決を公表させ、「犯罪人」は死刑に処される。この風習は、それが単なる形式儀礼となってしまったことで実に腹立たしいものであったために、二三年前に廃止されてしまったが、そのことで、文明化された国家の市民（Bürger）の、評価できる諸権利（Rechte）の一つの残影も根絶させられた。」（Ebenda, S.260–261.）

3. つい最近のビュルテンベルクの内情について

本稿は、上記の論稿の四か月後に執筆されたもので、ビュルテンベルク公国の絶対君主制と身分制議會を批判したものである。未公刊にとどまったため、「推定以上に出ることはできないが、ビュルテンベルクの憲法が当然改革されるべき」ものとして、「すでに過ぎ去りし時代のものすぎぬことを説く格調の高い序文の部分と憲法上の欠陥を列挙する批判の部分と改革を実施する上における具体策としての選挙法改正案の部分という三つに分たれていたようである」（ヘーゲル『政治論文集上』{金子武蔵訳} 岩波文庫 318 頁解説）。

以下、法律学上の論点に絞って要約する。

「ビュルテンベルク人にふさわしい救済は、彼らの等族議会（Landstände）への結集による以外のどこから期待することができたか」とヘーゲルは述べ、身分制ではあっても議会というものを重視する。ヘーゲルにあっては、「正義（Gerechtigkeit）がこの評価において唯一の規準（Massstab）である」とされ、それは「正義を行使する勇気（Mut）であり、揺れ動きを名誉（Ehre）と落ち着き（Ruhe）で完全に排除し、安定した状態を生み出すことのできる唯一の力（Macht）」であった（Dass die Magistrate von den Bürgern gewählt werden müssen [Über die neuesten inneren Verhältnisse Württembergs, besonders über die Gebrechen der Magistratsverfassung], in: G.W.F. Hegel, Frühe Schriften, Werke1, S.269.）。

「人間の慣習（Sitte）、欲求、意見（Meinung）ともはや調和しない諸制度（Einrichtungen）、諸憲法（Verfassungen）、諸法律（Gesetze）－それらから精神（Geist）が逃げてしまっている－が、長く存在しているということ、悟性（Verstand）および感性（Empfindung）がもはや何の利益も受け取ることのない諸形態（Formen）が人民のちょうつがい（Band）となるに十分な力のあるということを信じる人たちは、なんと盲目であることか。」（Ebenda, S.269.）

「信念（Glaube）が漏れ出たところの憲法のあらゆる試み、諸関係、諸部分は、大言壮語の素人細工の品（Pfuscherien）によって再び信頼（Zutrauen）を調達するために、墓堀人を美しい言葉で超過労働させるために、意義深い考案者を恥で覆うだけでなく、実に恐ろしい勃発を準備するのである。その恐ろしい勃発の中で、復讐心（Rache）が改革欲求の仲間に加わり、いつも騙され抑圧されてきた群衆が、不誠実（Unredlichkeit）に対して刑罰をも受け取るのである。物事の揺れ（Wanken）の感情に際し、古くていたるところで折れかけた、その根っこにおいて攻撃された建物（Gebäude）の崩壊を期待するために、そして崩れかけた梁（Gebälke）全体を粉々に砕くためには、悠然と眼識のないものとして、ふつうは何もしないが、それは名誉との引き換えと同じ程度における思慮深さとの引き換えにおいてである。」（Ebenda, S.270.）

ヘーゲルは、こうした比喩的で抽象的な表現を用いながら、委員会（Ausschuss）の問題点、法律顧問（Konsulenten）や弁護士（Advokaten）らの尊大を批判する。そして、「古い身分制（Zustände）におけるすべての残滓がある限り、人民（Volk）が自分の権利を知らない限り、共同体精神（Gemeingeist）が何一つ存在しない限り、官吏（Beamte）の横暴（Gewalt）が制限されない限り、人民選挙（Volkswahlen）だけが我々の憲法（Verfassung）の完全なる転覆（Umsturz）を引き起こすことに貢献するであろう」「もっとも重要なことは、選挙権を宮廷（Hofe）から独立した、啓蒙化され人権感覚の鋭敏な人たちからなる団体（Corp）の掌中に置くことである」「しかし私は、このような集合（Versammlung）がいかなる選挙形態から約束されるか、また能動的・受動的な選挙能力がなおきわめて綿密に規定されるかを理解はしていない」（Ebenda, S.273.）と結んでいる。

4. ドイツ憲法

ヘーゲルは、フランスとの戦争に敗北したドイツの悲惨さの原因を探り、「事件とその必然性と

を認識」しようとした。この理論的な営みは、ドイツの憲法（体制）論に結実した。ヘーゲルはこの主題についていくつかの草稿を書き残しているが、もっとも大部であり、もっとも完成度の高いものが今日「ドイツ憲法」（Die Verfassung Deutschlands）と題された論稿である。この作品にも、ヘーゲルの他の作品と同様、長めのまえがき（序文）が付され、思索の鳥瞰図が与えられている（中野肇『ヘーゲル』中公新書 1968年 11-12頁）。「ドイツはもはや国家ではない」（Deutschland ist kein Staat mehr）という書き出しで始まるこの序文には、当時すでに広まっていたドイツ法実証主義が念頭に置かれているようであり、国法学にとっての精髓は「理性」の探求であるべきことが暗示されている。

〈ドイツ憲法の内実〉

「昔の国法学者（Staatsrechtslehrer）らは、国法（Staatsrecht）を論じるに際し、学問の理念（Idee）を思い浮かべ、したがって彼らは、ドイツ憲法について一つの概念を定めることをねらったが、この概念について一致することができず、最近までそれを発見することを断念し、国法をもはや学問としてではなく、以下のもの、すなわち理性的理念に自らを適合させることなく、経験的なありかたで存在するものの記述として論じ、そしてドイツ国家に帝国（Reich）もしくは国家体（Staatskörper）の名称以外の何物も与えることができないと信じることができた。ドイツ憲法がいかなる概念に包摂されるかについては、もはや何らの争いもない。概念的に把握されるものは、もはや何一つ存在しない。ドイツが一つの国家（Staat）であらねばならないとするなら、国家の解体というこの状態は、諸部分が再び国家として編成されることがなかったら、外国の国法学ではアナキー（無政府状態）と名付けられてもしかたがない。」（Die Verfassung Deutschlands, in: G.W.F. Hegel, Frühe Schriften, Werke, 1, S.461.）

「ドイツ国法のまったく奇妙な原理は、ヨーロッパの状態と密接不可分の関係にあり、その状態において諸国民は、法律（Gesetze）によって間接的にではなく、直接的に国権の最高機関に参加していた。国権の最高機関は、ヨーロッパ人民のもとでは公共的権力（eine allgemeine Gewalt）であったが、それに対して、一種の自由で個人的な持分（Anteil）が各人に与えられ、そしてこの自由で個人的な好き勝手（Willkür）に依拠した持分を、ドイツ人たちは自由で好き勝手から独立した公共性と法律力の中に存在する持分に変えようとはせず、彼らはかえって、自分たちのもっとも遅れた状態を、法律違反ではないが、法律喪失の勝手気ままなあの状態の土台の上に完璧に建設したのであった。」（Ebenda, S.466.）

「遅れた状態は、国民（Nation）が国家の存在なしには民衆（Volk）になるほかないというかの状態から直接に発する。昔ながらのドイツ的な自由のこの時代に、ひとりひとは、自分の生活と行動において他人から離れて（für sich）立っていた。彼がもっていた名誉と運命は、身分（Stand）との関係に基づくのではなく、彼自身に基づくものであった。彼は、みずからの気質（Sinn）と力において、現世で挫折し、あるいは現世を喜びで構成した。彼が全体（Ganze）に属したのは、しきたり（Sitte）、宗教、目に見えない生き生きとした精神（Geist）および二三のわずかな重大利益を通じてである。その他の点において、彼は、自分の仕事熱心と行為につき、全体によって制限を受けるのではなく、恐れと疑いがなければ、自分自身によって制限を受けるのである。」（Ebenda,

S.466.)

「政治権力と権利は、全体の組織により算出された国家官庁 (Staatsämter) ではない。ひとりひとりの給付と義務は、全体の要請に応じて決定されるのではなく、政治的ヒエラルヒー (階等制) の各構成員の、すなわち各王族の、各身分の、各都市の、ツンフト (同業組合) 等々の要求に応じて決定される。彼ら自身のみならず、国家との関係において権利または義務を有するあらゆるものを獲得したのであって、国家は、自己の権力のこうした縮小に際して、自分の権力が彼らに篡奪されたということをただ追認するだけの仕事を行うのである。だから、仮に国家がすべての権力を失い、それでも国家権力のほかにいかなる支えもない人にとって、所有はゼロ (Null) に等しい。」 (Ebenda, S.467-468.)

「それゆえドイツ公法の諸原則は、国家の概念から導かれてはならないし、または特定の憲法体制、すなわち君主制などの概念から導かれてはならない、そしてドイツ国法 (das deutsche Staatsrecht) は、諸原則に従った学問ではなく、私法の性質に従って獲得されたもっとも多様な国家的諸権利 (Staatsrechte) の土地台帳 (Urbarium) である。立法権、裁判権、精神的権力、軍事的権力は、無秩序なありかたで、そして不均等な割り当て量で混ぜ合わせられ、配分され、結合され、まるで私人の所有権のように変化に富んでいる。」 (Ebenda, S.468.)

「帝国議会決議 (Reichstagsabschiede)、平和諸決定 (Friedensschlüsse)、選定服従 (Wahlkapitulationen)、議院条約 (Hausverträge)、帝国裁判所判例などによって、ドイツ国家体の各構成員の政治的所有権 (das politische Eigentum) は、入念なまでに規定されている。そのための注意深さは、几帳面な修道者性をもってすべての人および各人に及び、見かけは無意味なものにまで、例えば肩書き、歩行行列と座席の順序、相当数の調度品の色等、何年もの間の努力にまで適用された。あらゆる、またなおあまりにほんの少しだけの、権利に関係する事情のもっとも正確な定めこの面から、ドイツ国家には、極上の組織が与えられなければならない。」 (Ebenda, S.468.)

「各部分を国家との分離 (Trennung) において保持すべきこの正義 (Gerechtigkeit) と、国家の構成員に対する国家の不可避的な要求とは、非の打ちどころのないほど矛盾するものである。国家は、普遍的な中心点、すなわち君主と等族を必要とし、その中で、さまざまな権力、外国権力との諸関係、戦争権力、これとの関係をもつ財政などが一体化した。その中心点は、指揮管理のためにまた必要な権力をもつであろうが、それは自らの決定を主張するためにも、そして個々の部分を自らへの従属において保持するためにもである。これに対して、権利 (das Recht) によっては、個々の等族に対して、ほぼ完全な独立またはむしろ完全な独立が保障されている。選定服従、帝国議会決議につき明白かつ厳粛に規定されていない独立面があるとしても、その独立性は、実践によって承認されたものである。それは、他のあらゆるものよりも重要な確固とした法的根拠 (Rechtsgrund) である。ドイツの国家建造物 (Staatsgebäude) は、個々の部分が全体から奪い取ったところの諸権利の総体以外の何物でもない。そして、国家にはいかなる権力も残っていないことを念入りに監視するこの正義 (Gerechtigkeit) が憲法 (Verfassung) の本質 (Wesen) である。」 (Ebenda, S.469.)

「自らが属する国家 (Staat) の無力において没落した不運な州 (Provinz) は、いまや同一の政治

状況を非難することができようか。帝国元首（Reichsoberhaupt）およびまずもって圧迫されてきた愛国的な諸身分（Stände）は、その他のものに無益に共同体的な協力へ駆り立てることができるだろうか。ドイツは完全に略奪され、罵詈雑言を浴びせられてよいものであろうか。国法学者（Staatsrechtsgelerte）は、これらすべてが権利と実践に完全に相応しいこと、そして不運な事件がこの正義の処遇と比べれば些細なことであるということを、自覚して示しているのだろうか。戦争を招いてしまった不運なやり方は、個々の諸身分の振る舞いにおいて－そこから一つは、何らの分担（Kontingent）なしの、きわめて多くの、軍人（Soldat）のかわりに今初めて徴募された初年兵を用立て、他の一つは、何らのローマ人手当（Romermionate）も支払わず、第三のものは、究極の困窮時には自己の分担を免除し、多くの平和諸決議と中立条約に同意し、各人が自分の流儀でドイツの防衛を大部分、無にしたとき、国法（Staatsrecht）が証明したものは、諸身分がこのような振る舞いに対する権利（Recht）、すなわち全体を巨大な危険、損害および不運にさらす権利をもっていたということ、そしてそれは権利であるからして、諸個人と全員が破滅へと（zugrunde）方向づけられるこのような権利をもっとも過酷な状況において守り、防衛しようとしたことである。」（Ebenda, S.469-470.）

「国法学者は、ドイツをもはや国家と呼ぶことはできない、なぜならそうでないと、国法学者は国家の概念から派生するところの多くの結果をやむをえず認めなければならないからであり、しかしその結果を国法学者は認めるわけにはいかないの、かといって再度ドイツを非国家（Nichtstaat）とみなすべきでもないの、国法学者は、一つ概念として「帝国」（Reich）の称号を与えるか、もしくはドイツは民主政体では決してないが、貴族政体でもなく、その本質からして君主政体ということになろう、そして皇帝は、再び君主とみなされよう、したがって彼が戴くのは帝国元首の称号であり、またこの制度においては、そこでは称号ではなく特別な概念が支配するものとして、自らを助けるのである。」（Ebenda, S.471.）

かくしてヘーゲルは、ドイツ帝国の厳然たる事実から出発して、国家の必要的条件を検討した結果、先の無政府状態の淵源をたどり、近代国家の論理構造分析を「横軸」に、そして近代ヨーロッパ国民国家の歴史的生成過程の分析を「縦軸」にして、結論的には、「国民の自由」を中核とするドイツの国家的統一を構想した。「代議政治は、市民階級の派生とともに進展していく際の封建制度の本質に深く織り込まれている」、「あらゆる近代ヨーロッパ諸国の制度である」「代議政治は、すでにゲルマニアの森の中にあつたものではないとしても、しかしそこから発生したものである」として、「自由人」の「討議集会」により支えられたゲルマン的共同体の歴史的意義を強調する（田口富久治／田中浩[編] 前掲書 181 頁参照）。

〈ヘーゲルの憲法改革〉

しかしドイツが「封建制度を国家権力にまで高めることに失敗した」のは、1648年のウエストファリア条約以来、ドイツには主権が確立していなかったからだとして、ヘーゲルは以下のような憲法改革案を提起する。

「全面的な改革は、諸州（die Länder）が自ら直接的に領主（Fürsten）に承認し、皇帝（Kaiser）と帝国（Reich）には間接的にのみ貢献していた金銭（Geld）を今や直接的に皇帝と帝国に納付す

るというものであった」が、このことによって「皇帝は再びドイツ帝国の元首 (Spitze) の地位に就くことになろう」とヘーゲルは明言する (Ebenda, S.579.)。また、ヘーゲルは適正な代議制を考えていたようであり、例えば、騎士区 (カントーン) は、代議員を領主評議会 (Fürstenrat) に送るべきか、それとも諸都市合議体 (Städtekollegium) に送るべきかといった問題や、慈善事業助成金 (Karitativsubsidien) は他の者たちとの共同で認められるか、また支配領主 (Herrschaftsherren) として必然的に領主合議体 (Fürstenkollegium) の仲間とならなければならないかなど、さまざまな問題が指摘されている (Ebenda, S.579.)。そしてギリシャ神話に依りつつ「このテセウス (Theseus) は、偉大な勇気をもたなければならないが、それは彼が散り散りになっていた諸民族 (Völker) から創造したことになる民衆 (Volk) に、すべて係わったところのものへの分け前 (Anteil) を譲るためにである」。「なぜなら、民主主義的な憲法 (demokratische Verfassung) は、テセウスが彼の民衆にそれを与えたとき、我々の時代と強国においては、それ自身の中で矛盾 (Widerspruch) であり、それゆえその分け前は、一つの組織 (Organisation) ということになるから」。「気骨のある人物 (Charakter) で十分である」。「彼が恩知らず (Undank) で、テセウスのように報いられないわけではないとき、彼が手に入れた国家権力 (Staatsmacht) の指揮によって自らを保障することができよう」。「リシュリユー (Richelieu) と他の偉大な人間たち - 彼らは人間の特殊性 (Besonderheiten) と特異性 (Eigentümlichkeiten) を粉々にしたのだ - が積み込んだ憎しみを運び去るためには。」 (Ebenda, S.580.)

5. むすび - 今日的な視点から

以上の三作品は、執筆の動機も意図も、さらには目的も異なり、全体的に評価することは難しい。印象に残るのは、本稿で取り上げた記述に限れば、「カル親書訳」からは国税の徴収の問題点であり、また政府によっていかに民衆の利益や公民権・人権が侵害されているかについての論難である。とくにヘーゲルは、刑事手続における人身の自由と人格権の侵害を告発し、それを臨場感あふれる筆致で描き、読者にその不合理性を切々と訴える。ヘーゲル自身、不幸な事例に心を痛め、検閲が厳しいはずであろうにもかかわらず、その悲惨さを渾身の怒りを込めて書いた。ヘーゲルの正義感と「やさしさ」がにじみ出ている文章である。

議会制および公正な選挙の重視は、「ビュルテンベルクの内情」の論文に明瞭である。ヘーゲルは「正義」を評価規準に据え、精神が不在の「憲法」「法律」は無意味であるとする。制度趣旨を没却した法解釈の誤りを戒める。

「ドイツ憲法」論においては、とりわけ国法学者に対する批判が印象的である。何か特別な「憎悪」と「軽侮」があるようにも感じられる。ただし、この論稿のテーマは、ヘーゲルなりの「国家」観に基づいて「国家」の要件を措定し、ドイツを「国家」の名にふさわしいものにするためにはどうしたらいいかを考え、論じることであったと思われるが、その際に用いられている概念は、現代公法学に通じるものばかりである。ドイツの国法がヨーロッパの状態と無関係ではありえないこと、ドイツの後進性、「私法」とは区別される「公法」の意義など。

しかし他方で、「国家」の形成と同時に「個人」の地位の問題もヘーゲルにとって重要なテーマであった。本来「国家」(=共同体)と「個人」(=自由)との関係は緊張をはらむ問題であり、ヘーゲルは、両者の関係を相互形成的な規律関係としてダイナミックに捉え、共同体の中でこそ、個人的な自由の形成が可能であると考えた。実はこうした捉え方は、青年期のごく初期から醸成されていたものであり、ギリシャ・ローマの古代共和制に対する「憧れ」が背景にあったと推定される。それは次のような文章からも推し量ることができる。

「彼らは、自由な人間として、自ら定立した法律 (Gesetze) に服し、自ら指導者に立てた人間に従い、自ら決定した戦争 (Kriege) を遂行し、自らの財産 (Eigentum)、自らの情熱を捧げ、自分たちの一つの事柄のために無数の命を犠牲にした。つまり、教えられたり学んだりしたわけではないが、彼らが完全に自分の物だと言うことができたところの美德原理 (Tugendmaximen) を行動によって実行したのである。誰もが、私的家庭生活におけるのと同じように公的生活においても自由人であった。そして誰もが自分の法律に従って生きた。」(G.W.F. Hegel, *Die Positivität der christlichen Religion*, in: G.W.F. Hegel, *Frühe Schriften, Werke 1*, Suhrkamp, 1986, S.204–205.)

共同体の理想的モデルは、ヘーゲルの場合、古代ポリスの共和制であった。「自ら定立した法律」を守り、自分たちが選んだ「指導者」に従い、「戦争」を行うかどうかは自分自身が決定し、決定された「戦争」には自らの生命財産をなげうって参加する、このような国家であり、これがシステムとして確立している実体が「憲法」であった。これこそヘーゲルが「ドイツ憲法」で言いたかったことではなかったか。ヘーゲルは、ナショナリスト (国家主義者) であると同時に、自由主義者 (国民主義者) でもあったのである (田口富久治/田中浩・前掲書 182 頁)。

いずれにしても「国家」(Staat) の重視は、ヘーゲル哲学の最大の特徴となり、晩年の作品、『法の哲学』にその集大成をみる。

Abstract

Young Hegel' s View on the Constitution and Human Rights

Prof. YAMAGISHI Kikuji

1. Preface

- Importance of evaluating the clue to Hegel's Philosophy
- Significance of considering Hegel's standpoints about the political problems

2. Hegel's Comments upon the autograph letter by J. J. Cart

- Problems of the stern levy on taxes and the ignoble State
- Inadequate for the Criminal Procedure, abuse of human rights and and cruel punishment

3. About the recent inside relations of Württemberg

- That the delegates must be elected by the citizen
- Importance of having the right to vote at the independent body

4. The German Constitution

- Meaning of the sentence that Germany is no more the State
- Concept of the Constitution and the condition of the German State
- Necessity of the integrated Germany and the delegated governmental system

5. Conclusion

- Hegel's ideal vision of the Ancient Republic
- Relationship between the State and the Freedom

